農業支援制度について(労働力・環境改善)

1. 農作業労働力確保支援事業

【事業概要】

- ①高齢化の進行等により農業従事者が減少し、栽培管理においても労働力の確保が必要になっている。 高齢農家が自身で作業する事が困難な作業において、雇用に係る費用を支援し、農業の経営の維持・継続を図る。
- ②労働者を雇用し、農作業を行う際にトイレ問題の課題がある。 トイレ問題の解決に向け、携行用簡易トイレの購入に要する経費を支援し、現場環境の改善と共に労働力の確保を図る。

① 一般管理作業に係る支援

【補助対象経費】 家族労働者、正規従業員以外を雇用した経費のうち、消毒、草刈り、肥料散布作業等に係る雇用経費

【補助率】 補助対象経費の1/3以内

【補助金上限額】 9万円

【対象事業者】 町内の農業生産法人、農業生産団体、集落営農組織等

② 作業現場環境整備費に係る支援(主に山間地等の車が進入できない、ほ場での使用を想定)

【補助対象経費】 作業現場環境の改善に要する経費のうち、携行用トイレ

(携行用トイレ・目隠しテント)の購入に係る経費

※トイレ使用に必要な消耗品(凝固剤、処理袋等の経費は除く。)

【補助率】 補助対象経費の1/2以内

【補助金上限額】 10万円

【対象事業者】 町内の農業生産法人、農業生産団体、集落営農組織等



【参考】トイレとテントで 1組/58,000円程度

※個人申請は出来ませんので、活用をお考えの方は所属する団体まで、ご相談ください。

2. 農作業現場環境改善支援事業

【事業概要】

働きやすい農作業の現場環境の改善と、現場環境の改善による労働力の確保を目的に、「簡易トイレ」を町が借り上げ、無償で貸与(車が進入できる、ほ場等で使用する事を想定)

【対象事業者】 町内の農業生産法人、農業生産団体、集落営農組織等

【貸与物品】 簡易トイレ

【自己負担となる経費】 往復配送料、汲み取り料、清掃料、消耗品等

【貸与期間】 収穫時など、多くの労働力を必要とする期間

※貸与期間には限りがあります

※個人申請は出来ませんので、活用をお考えの方は所属する団体まで、ご相談ください。

